



第13回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年12月17日（金曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催場所

東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 書面又はインターネット等による議決権行使 期限

2021年12月16日（木曜日）午後7時まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

- ・書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。
- ・株主様のお席の間隔を広くとるため、座席数を大幅に減らしております。ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がございます。あらかじめご了承ください。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・報告事項のポイントをまとめた動画を当社ウェブサイト (<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>) にてご視聴いただけます(12月上旬までに掲載予定。)

目次

第13回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	

(添付書類)

事業報告	27
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告	50

(証券コード 3668)
2021年11月30日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社コロプラ
代表取締役社長 馬場 功 淳

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後述の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年12月16日（木曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

- ・書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。
- ・株主様のお席の間隔を広くとるため、座席数を大幅に減らしております。ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がございます。あらかじめご了承ください。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・報告事項のポイントをまとめた動画を当社ウェブサイト（<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>）にてご視聴いただけます(12月上旬までに掲載予定。)

記

1. 日 時 2021年12月17日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年12月16日（木曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。
 - (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後述の【インターネット等による議決権行使について】をご高覧の上、2021年12月16日（木曜日）午後7時までに行使してください。

以 上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、次の事項も含まれております。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書

④計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

I インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使のお取り扱い

書面とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使は、2021年12月16日(木曜日)の午後7時までに行使されるようお願いいたします。

お問い合わせ

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

■ 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120(652)031

受付時間 9:00~21:00

■ その他株式に関するご質問等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120(782)031

受付時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、健全なバランスシートをもとに、連結業績、DOE（純資産配当率）、キャッシュ・フロー及び資本の効率性を総合的に勘案して、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

第13期の期末配当につきましては、上記方針及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円00銭
総額 2,559,749,800円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年12月20日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、役付取締役として、新たに取締役会長職を新設するものであります。また、株主総会及び取締役会の運営を柔軟に行うことができるように、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に新設する取締役会長を追加するものであります。
- ② 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任及びその選任決議の効力に関する規定を新設するものであります。
- ③ オフィスフロアを集約し、業務の効率化と独創的なアイデアの創出を図るため、本店の所在地を変更するものであります。
- ④ 2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたため、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ⑤ 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が成立し、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の対策にも資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、所定の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第2条（条文省略） 第3条（本店所在地） 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。 第4条～第11条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり） 第3条（本店所在地） 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。 第4条～第11条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。 (新設)</p>	<p>第12条 (株主総会の招集) 1. 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。 2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p>第13条 (条文省略) 第14条 (招集権者及び議長) 1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第13条 (現行どおり) 第14条 (招集権者及び議長) 1. 株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第15条～第17条 (条文省略) 第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)</p>	<p>第15条～第17条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>第19条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (株主総会資料の電子提供措置) 1. 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第20条（取締役の選任） 1～3.（条文省略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役） 1.（条文省略） 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 3. 取締役社長に事故があるときは、他の取締役が社長の業務を代行する。</p> <p>第22条（条文省略） 第23条（取締役会の招集権者及び議長） 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集してその議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第24条～第41条（条文省略）</p>	<p>第20条（取締役の選任） 1～3.（現行どおり） 4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5. <u>選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役） 1.（現行どおり） 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長</u>、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 3. <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、他の取締役が<u>会長及び社長</u>の業務を代行する。</p> <p>第22条（現行どおり） 第23条（取締役会の招集権者及び議長） 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集してその議長となる。 2. <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会</u>の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第24条～第41条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	附則
(新設)	第1条 (本店所在地に関する経過措置)
	現行定款第3条 (本店所在地) の変更は、2022年2月1日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。
(新設)	第2条 (株主総会の招集に関する経過措置)
	現行定款第12条 (株主総会の招集) の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。
(新設)	第3条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現行定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更定款第18条 (株主総会資料の電子提供措置) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条但書に定める施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。 3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、指名・報酬諮問委員会の審議を参考に取締役会で決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ば ば なるあつ
馬場 功淳

再任

生年月日

1978年1月7日生

所有する当社の株式数

61,776,976株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年3月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現 KLab株式会社）
入社

2007年4月 グリー株式会社入社

2008年10月 当社設立
代表取締役社長就任（現任）

2016年3月 一般財団法人クマ財団（現 公益財団法人クマ財団）
設立 代表理事（現任）

■ 候補者とした理由

当社の創業者であり、代表取締役社長及びクリエイターとして、創業より当社グループの成長を牽引してまいりました。

また、モバイルコンテンツをはじめとするサービス開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。このような経験と実績は、引き続き当社取締役会での意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

みやもと たかし
宮本 貴志

新任

生年月日

1972年4月19日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 株式会社明治屋入社
2001年9月 株式会社デジキューブ入社
2003年10月 ソフトバンクBB株式会社入社
2005年4月 株式会社デックスエンタテインメント入社
2008年4月 株式会社GPコアエッジ設立 代表取締役社長CEO
2011年4月 株式会社ゲームポット 取締役CMO
2012年7月 株式会社コアエッジ設立 代表取締役社長CEO
2020年6月 当社入社 マーケティング・コミュニケーション部長
2020年9月 マーケティング本部長（現任）

候補者とした理由

大手企業のグループ会社などにおけるマーケティング部門の責任者や代表取締役社長としての豊富な経験と見識を有しており、当社入社以来、マーケティング部門を統括し、当社サービスの拡大に貢献しております。

このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

はらい よしあき
原井 義昭

再任

生年月日

1988年9月28日生

所有する当社の株式数

14,603株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年3月 有限責任監査法人トーマツ入所

2014年3月 公認会計士登録

2015年1月 当社入社

2018年12月 当社取締役（現任）

候補者とした理由

公認会計士として財務、会計に関する高い専門性を有しており、当社入社以来、M&A、グループガバナンス体制の構築、人事制度の整備等に従事し、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

すがい けんた
菅井 健太

再任

生年月日

1982年2月28日生

所有する当社の株式数

134,396株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 株式会社富士設備入社

2001年12月 株式会社フォーラムエンジニアリング入社

2005年4月 コムシステクノ株式会社入社

2008年1月 フォートラベル株式会社（現 株式会社カカコム）
入社

2010年6月 当社入社

2016年12月 当社取締役（現任）

候補者とした理由

IT・Webサービスを中心とした豊富な経験から、当社入社以来、ほぼ全てのコンテンツの開発運用において高い技術力で貢献しており、ゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

さかもと ゆう
坂本 佑

再任

生年月日

1984年3月5日生

所有する当社の株式数

4,907株

候補者番号

6

いけだ よういち
池田 洋一

再任

生年月日

1984年1月18日生

所有する当社の株式数

4,907株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年4月 株式会社コナミデジタルエンタテインメント入社

2013年10月 当社入社

2020年12月 当社取締役（現任）

候補者とした理由

コンシューマーゲーム企業における豊富な経験及び実績に加え、当社入社以来、ゲームクリエイターとして多くのモバイルゲーム開発及び運用に従事し、ゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年4月 株式会社カプコン入社

2012年12月 当社入社

2020年12月 当社取締役（現任）

候補者とした理由

コンシューマーゲーム企業における豊富な経験及び実績に加え、当社入社以来、エンジニアとして多くのモバイルゲームの開発に貢献し、ゲーム開発における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

いしわたり しんすけ
石渡 進介

再任

社外

生年月日

1969年8月30日生

所有する当社の株式数

99,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 弁護士登録
- 2001年1月 Field-R法律事務所設立
- 2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立
パートナー弁護士（現任）
- 2010年7月 当社社外取締役
- 2011年3月 クックパッド株式会社執行役
- 2015年7月 株式会社みんなのウェディング代表取締役社長兼
CEO
- 2015年12月 当社取締役（現任）
- 2018年10月 株式会社くふうカンパニー（現 株式会社くふう中間
持株会社）取締役
- 2019年8月 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー取締役（現
任）
- 2021年7月 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社取締役会長
（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と知見を有しており、弁護士として専門的な法律知識を有しております。石渡進介氏は、石渡亮介氏の二親等内の親族であります。石渡亮介氏の任期満了による退任により、社外取締役の要件を満たすため、取締役から社外取締役に変更しております。

独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

やなぎさわ こうじ
柳澤 孝旨

再任

社外

独立

生年月日

1971年5月19日生

所有する当社の株式数

5,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
- 1999年5月 株式会社NTTデータ経営研究所入社
- 2005年5月 みずほ証券株式会社入社
- 2006年2月 株式会社スタートトゥデイ（現 株式会社ZOZO）常勤監査役
- 2008年6月 同社取締役兼経営管理本部長
- 2009年4月 同社取締役CFO
- 2015年12月 当社社外取締役（現任）
- 2017年4月 株式会社スタートトゥデイ（現 株式会社ZOZO）取締役副社長兼CFO（現任）
- 2020年3月 株式会社オプトホールディング（現 株式会社デジタルホールディングス）社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

柳澤孝旨氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

また、当社は、柳澤孝旨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

ためすえ だい

為末 大

再任

社外

独立

生年月日

1978年5月3日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年4月 大阪ガス株式会社入社
2003年10月 同社を退社、プロ陸上選手として独立
2004年3月 アジアパートナーシップファンドの所属選手として契約
2007年12月 株式会社侍設立 代表取締役（現任）
株式会社ウェッジホールディングス社外取締役
2010年8月 一般社団法人アスリートソサエティ設立 代表理事（現任）
2014年5月 株式会社Xiborg設立 取締役（現任）
2015年12月 当社社外取締役（現任）
2018年7月 株式会社Deportare Partners設立 代表取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

アスリートとしての活躍をはじめ、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

為末大氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

また、当社は、為末大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

ハロルド・ ジョージ・メイ

新任

社外

独立

生年月日

1963年12月4日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年1月	ハイネケン・ジャパン株式会社（現 ハイネケン・キリン株式会社）入社 アシスタント・ジェネラル・マネージャー
1990年4月	日本リーバ株式会社（現 ユニリーバ・ジャパン株式会社）入社 アシスタント・ブランド・マネージャー
2000年4月	サンスター株式会社入社 オーラルケア事業執行役員
2006年9月	日本コカ・コーラ株式会社副社長兼マーケティング本部長
2008年11月	同社副社長兼チーフ・カスタマー・オフィサー
2014年3月	株式会社タカラトミー 経営顧問
2015年6月	同社代表取締役社長兼CEO
2018年5月	株式会社ブシロード取締役兼CSO 新日本プロレスリング株式会社代表取締役社長兼CEO
2019年3月	アース製薬株式会社社外取締役（現任）
2020年11月	株式会社サンリオ顧問（現任）
2021年3月	パナソニック株式会社顧問（現任）
2021年4月	アリナミン製薬株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

国内外の大手企業において、マーケティング責任者や代表取締役を務めるなど経営・マーケティングについて深い見識と経験を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

また、ハロルド・ジョージ・メイ氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 馬場功淳氏、原井義昭氏、菅井健太氏、坂本佑氏、池田洋一氏、石渡進介氏、柳澤孝旨氏及び為末大氏の8名は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社と石渡進介氏、柳澤孝旨氏及び為末大氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本総会において各候補者が再

任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。また、ハロルド・ジョージ・メイ氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 （3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、指名・報酬諮問委員会の審議を参考に取締役会で決定しております。また、監査等委員会の同意も得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

はせがわ てつぞう
長谷川 哲造

再任

社外

独立

生年月日

1950年3月26日生

所有する当社の株式数

25,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 大和証券株式会社入社
1999年4月 大和証券SBキャピタル・マーケティング株式会社入社
2004年2月 大和証券SMBCプリンシパル・インベストメンツ株式会社取締役
2005年5月 株式会社キャビン取締役
2005年6月 ダイワ精工株式会社（現 グローブライド株式会社）取締役
2005年10月 株式会社丸井今井取締役
2007年6月 三井鉱山株式会社（現 日本コークス工業株式会社）取締役
2007年10月 HMVジャパン株式会社代表取締役会長
2008年6月 大和サンコー株式会社監査役
株式会社大和総研（現 株式会社大和総研ホールディングス）監査役
大和ペンション・コンサルティング株式会社監査役
2008年10月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション監査役
2010年9月 当社常勤監査役
2015年12月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川哲造氏は、長年金融機関に勤務しており、幅広い見識と豊富な経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。長谷川哲造氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、当社は、長谷川哲造氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

つきおか りょうご
月岡 涼吾

再任

社外

独立

生年月日

1971年11月19日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年4月 大日本印刷株式会社入社
- 1999年1月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
(現 PwC税理士法人) 入所
- 2003年4月 公認会計士登録
- 2006年7月 月岡公認会計士事務所設立 所長(現任)
- 2010年12月 当社監査役
- 2015年12月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

月岡涼吾氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

月岡涼吾氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

また、当社は、月岡涼吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

いいだ こういちろう
飯田 耕一郎

再任

社外

生年月日

1971年10月15日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年4月 弁護士登録
森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所（現任）
- 2005年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録
- 2011年12月 当社監査役
- 2013年10月 HEROZ株式会社監査役
- 2014年6月 Sansan株式会社監査役
- 2015年7月 株式会社みんなのウェディング（現 株式会社エニマリ）監査役
- 2015年8月 Sansan株式会社社外取締役（監査等委員）
- 2015年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2016年12月 独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会 紛争解決委員（現任）
- 2017年7月 HEROZ株式会社社外取締役（監査等委員）
- 2018年10月 株式会社くふうカンパニー（現 株式会社くふう中間持株会社）社外取締役（監査等委員）
- 2020年10月 株式会社スタジオAM監査役（現任）
- 2021年7月 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯田耕一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期にわたる経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

飯田耕一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長谷川哲造氏、月岡涼吾氏及び飯田耕一郎氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
3. 当社と長谷川哲造氏、月岡涼吾氏及び飯田耕一郎氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本総会において各候補者が再

任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

ご参考 取締役の構成（本定時株主総会終結後の予定）

氏名		当社が特に期待する分野							
		企業経営	ゲーム開発	技術 研究開発	マーケティング ブランディング	財務・会計	法務 コンプライアンス	人事	グローバル感覚 国際性
馬場 功淳	－	●	●						
宮本 貴志	－	●			●				●
原井 義昭	－					●	●	●	
菅井 健太	－		●	●					
坂本 佑	－		●						
池田 洋一	－		●	●					
石渡 進介	社外	●					●		
柳澤 孝旨	社外					●			
為末 大	社外				●				●
ハロルド・ ジョージ・メイ	社外	●			●				●
長谷川 哲造	社外 監査	●				●	●		
月岡 涼吾	社外 監査					●			
飯田 耕一郎	社外 監査						●		●

(注) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までといたします。

また、その選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

なお、本議案について、指名・報酬諮問委員会の審議を参考に取締役会で決定しております。また、監査等委員会の同意も得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

さとう ひろし

佐藤 大

生年月日

1978年9月4日生

所有する当社の株式数

－株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年1月	明誠監査法人（現 HLB Meisei有限責任監査法人）入所
2012年1月	ブロードメディア・スタジオ株式会社入社
2015年3月	株式会社学究社入社
2016年7月	同社財務部長 株式会社インターエデュ・ドットコム監査役
2018年6月	当社入社
2019年1月	内部監査室長（現任）

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

国内企業における経理財務部長及び監査役としての豊富な経験及び実績に加え、当社入社以来、内部監査室長として重要な役割を果たしております。このため、当社は、佐藤大氏が補欠の監査等委員である取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、佐藤大氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第6号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年12月18日開催の第7回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。

当社グループの国際化及びコーポレートガバナンス体制の強化を図るための社外取締役の増員の事情を勘案いたしまして、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。本議案について、指名・報酬諮問委員会の審議を参考に取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、10名（うち社外取締役4名）となります。

以上

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「“Entertainment in Real Life” エンターテインメントで日常をより楽しく、より素晴らしく」をMissionとし、エンターテインメントを通じ、人々の何気ない日常をより豊かにすることを目指しております。既存ゲームについてはユーザーとのエンゲージメントを高めることを意識し、新規ゲームについてはそのリリースに向けて注力してまいりました。また、当連結会計年度において、投資育成事業を主要な事業の一つと位置づけました。詳細は、「連結注記表(追加情報)」に記載のとおりであります。なお、連結注記表につきましては、当社ウェブサイト (<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>) に掲載しております。

また、2017年12月に提起された特許権侵害に関する訴訟について、2021年8月4日付で原告側と和解が成立し、当連結会計年度において、和解金3,300百万円を特別損失に計上しております。

なお、多くの国々で外出や稼働が制限されるなど、消費や企業の経済活動が停滞する状況が続いておりますが、当社グループの新型コロナウイルス感染症による当連結会計年度の業績への影響は限定的です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37,125百万円(前連結会計年度比17.7%減)、営業利益は6,320百万円(同48.4%減)、経常利益は7,843百万円(同33.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,047百万円(同61.8%減)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、当連結会計年度の分析は変更後の区分に基づいております。

a. エンターテインメント事業

エンターテインメント事業は、主にスマートフォン向けゲームの開発・運営を行っております。

当連結会計年度において、売上の多くを占めるスマートフォン向けゲームでは、他社IPタイトルの「ドラゴンクエストウォーク(企画・制作:株式会社スクウェア・エニックス、開発:当社)」は堅調に推移し、当社グループの連結業績に貢献しました。自社IPタイトルにおいては、主力タイトルである「白猫プロジェクト」は7周年・「白猫テニス」は5周年を迎え、ユーザーとのエンゲージメントを高めるサービス運用をしてまいりました。また、国内向けに「ユージェ

ネ」の正式サービスを開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は36,953百万円、営業利益は6,447百万円となりました。

b.投資育成事業

投資育成事業は、主にIT関連・エンターテインメント企業等を対象とした投資を行っております。

当連結会計年度において、売上高は171百万円、営業損失は129百万円となりました。

セグメント別売上高

区 分	売上高（百万円）
エンターテインメント事業	36,953
投資育成事業	171
合 計	37,125

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

①コーポレートブランド価値の向上

当社グループのVision実現のためには、ユーザーから支持されるサービスを提供し続けることに加え、沢山の方に愛着を持っていただける会社になることが不可欠であると考えております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動により、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

②ユーザー数の拡大とユーザーエンゲージメントの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また多種多様なサービスを開発し、より多くのユーザーに利用してもらえよう施策を積極的に実施することでユーザー数の拡大に努めてまいります。

また、既存ユーザーについてもそのニーズを汲み取り質の高いゲームを提供し続けるとともに、様々な媒体を活用しユーザーと対話することによりエンゲージメントを強化し、より長期的に当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう努めてまいります。

③ポートフォリオの拡大

当社グループは経営戦略として、ユーザーの異なる事業を組み合わせたポートフォリオ戦略を実行し常に新しい領域に投資を行うことを掲げています。

「“Entertainment in Real Life”エンターテインメントで日常をより楽しく、より素晴らしく」というMissionのもと、「最新のテクノロジーと、独創的なアイデアで"新しい体験"を届ける」というVisionの実現のため、エンターテインメントや投資育成を軸として、適切なりソース配分と分散投資を行い、ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

④サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが提供する一部のサービスは、ユーザー同士がコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サービスの安全性及び健全性を確保する必要があります。当社グループはガイドラインを設け、サービスの安全性及び健全性の確保に努めてまいります。

⑤システムの安定的な稼働

当社グループのアプリ及びプラットフォームはウェブ上で運営されており、快適な状態でユーザーにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員確保及びサーバ機器拡充に努めてまいります。

⑥海外向けサービスについて

当社グループはスマートフォンの特徴を活かして、今後も当社グループのサービスを海外で積極的に展開していくことを企図しております。

さらなる海外事業の拡大と収益力強化に向け、地域ごとのユーザーの嗜好の把握や、地域ごとのユーザー特性を勘案した独自のサービス開発・提供を推進してまいります。

⑦新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行ってまいります。

⑧内部管理体制の強化とコーポレートガバナンスの充実

当社グループはさらなる事業拡大、企業価値向上を目指すためには社会から信頼を得ることが不可欠であると考えております。そのために企業倫理・コンプライアンスに関し、全役職員が共通の認識を持ち、公正かつ的確な意思決定を行う風土を醸成することに加えて、健全性及び透明性のある管理体制の整備を行うことで、内部管理体制の強化及びコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

⑨組織の機動性の確保

当社グループの属するエンターテインメント業界は、他の業界に比べて環境変化のスピードが速く、その変化への迅速な対応が不可欠であります。組織の規模拡大による機動性の低下等の弊害を排除するため、適切な人員配置、事業展開に応じた組織体制の整備により、意思決定の機動性確保を図ってまいります。

⑩優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のため、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。当社グループのフィロソフィーと共鳴する優秀な人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第10期	2019年度 第11期	2020年度 第12期	2021年度 第13期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	45,776	38,920	45,128	37,125
経 常 利 益 (百万円)	6,097	1,655	11,790	7,843
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,192	1,070	7,977	3,047
1株当たり当期純利益 (円)	33.08	8.40	62.45	23.82
総 資 産 (百万円)	77,244	74,740	85,833	80,814
純 資 産 (百万円)	70,625	69,433	75,779	75,751
1株当たり純資産額 (円)	555.65	544.53	592.81	591.86

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第10期	2019年度 第11期	2020年度 第12期	2021年度 第13期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	43,666	35,880	39,061	27,900
経 常 利 益 (百万円)	6,422	1,097	11,045	5,616
当 期 純 利 益 (百万円)	3,145	594	7,346	1,196
1株当たり当期純利益 (円)	24.82	4.66	57.51	9.35
総 資 産 (百万円)	77,326	74,324	84,270	76,982
純 資 産 (百万円)	71,483	69,822	75,382	73,566
1株当たり純資産額 (円)	562.40	547.58	589.71	574.79

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	出資金総額(百万円)	当社の出資割合(%)	主な事業内容
コロプラネクスト2号 ファンド投資事業組合	1,154	100.0 (0.25)	投資育成事業
コロプラネクスト4号 ファンド投資事業組合	1,589	100.0 (0.25)	投資育成事業
コロプラネクスト7号 ファンド投資事業組合	2,049	100.0 (0.04)	投資育成事業
コロプラネクスト上場 株1号ファンド投資事 業組合	2,417	99.95 (0.01)	投資育成事業

(注) 当社の出資割合の()内は、間接出資割合の内数であります。

(8) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

事業区分	事業内容
エンターテインメント事業	スマートフォン向けゲームの開発・運営等
投資育成事業	IT関連・エンターテインメント企業等を対象とした投資

(9) 主要な事業所 (2021年9月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(10) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況 1,449 (60) 名 (前期比116名減 (35名減))

(注) 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
885(8)名	69名減	33.3歳	4.2年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、任天堂株式会社から、2017年12月22日付で特許権侵害に関する訴訟を提起されておりましたが、2021年8月4日付で原告側と和解が成立いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,766,034株 (自己株式1,778,544株を含む。)
- (3) 株主数 32,837名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬場 功淳	61,776,976 株	48.27 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,700,500	7.58
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	8,524,000	6.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,496,800	5.86
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,068,100	2.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	951,200	0.74
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	793,200	0.62
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	776,600	0.61
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SYDNEY/ JASDEC/AUSTRALIAN RESIDENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	736,700	0.58
KUWAIT INVESTMENT AUTHORITY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	642,300	0.50

(注) 1. 当社は、自己株式を1,778,544株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	26,498株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、37頁「4. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2021年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	馬 場 功 淳	マーケティング本部管掌 指名・報酬諮問委員会委員 公益財団法人クマ財団代表理事
取 締 役	原 井 義 昭	コーポレート本部長 HR本部長 指名・報酬諮問委員会委員
取 締 役	石 渡 亮 介	
取 締 役	菅 井 健 太	技術基盤本部管掌
取 締 役	坂 本 佑	エンターテインメント本部管掌 白猫黒猫本部長
取 締 役	池 田 洋 一	テクノロジー推進本部長
取 締 役	石 渡 進 介	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー取締役 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社取締役会長
取 締 役	柳 澤 孝 旨	株式会社ZOZO取締役副社長兼CFO 株式会社デジタルホールディングス取締役
取 締 役	為 末 大	株式会社Deportare Partners代表取締役 株式会社侍代表取締役 一般社団法人アスリートソサエティ代表理事
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	長 谷 川 哲 造	指名・報酬諮問委員会委員長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	月 岡 涼 吾	月岡公認会計士事務所所長 指名・報酬諮問委員会委員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社取締役 指名・報酬諮問委員会委員

- (注) 1. 取締役 柳澤孝旨氏及び為末大氏並びに取締役（監査等委員）長谷川哲造氏、月岡涼吾氏及び飯田耕一郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）長谷川哲造氏は、証券業界における長期の職務経験と他の会社における取締役又は監査役としての豊富な経験を有しております。
3. 取締役（監査等委員）月岡涼吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）飯田耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役 柳澤孝旨氏、為末大氏及び取締役（監査等委員）長谷川哲造氏、月岡涼吾氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 石渡進介氏及び各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を含む）、子会社の取締役及び監査役であり、全ての取締役は当該保険契約の被保険者に含まれます。

②保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用や社内調査費用等について、当該保険契約により補填されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、補填の対象外としております。なお、保険料は全額当社負担となっております。

(4) 取締役の報酬等の額

①役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する内容及び決定方法

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適しているという理由から、取締役会の決議により代表取締役に一任しております。その権限の内容は、取締役の報酬等の決定方針に基づいた報酬額の算出であり、個人別の報酬額の決定にあたって、代表取締役は当社が任意で設置する指名・報酬諮問委員会の答申を十分に踏まえて決定しております。取締役

会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役については、監査等委員の協議にて決定しております。

イ. 報酬等の決定に関する基本方針

取締役の報酬等の額の決定について、以下のとおり基本方針を定めております。

- ・同業他社の水準を踏まえ、優秀な人材を確保できる報酬であること
- ・職責及び貢献に見合う報酬であること
- ・企業価値の向上を促す報酬体系であること

ロ. 報酬の構成

当社の役員報酬は固定報酬及び譲渡制限付株式報酬となっており、連結業績及び各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して金額を決定しております。社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとなります。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	158 (10)	132 (10)	26 (-)	- (-)	9 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27 (27)	27 (27)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	186 (37)	159 (37)	26 (-)	- (-)	12 (5)

- (注) 1. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第7回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は10名（うち、社外取締役は2名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。
- また、2019年12月20日開催の第11回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬の総額は、上記の報酬枠とは別枠で年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は5名です。
- なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたします。
3. 取締役会は、代表取締役社長 馬場功淳氏に対し、各取締役（監査等委員を除く）の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、36頁「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。
なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柳澤孝旨	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	為末大	当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、アスリートとしての活躍をはじめ、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	長谷川哲造	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、常勤監査等委員として社内の主要な会議に出席し、上場企業の役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 (監査等委員)	月岡涼吾	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の会計、財務及び税務に係る事項に関する発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	飯田耕一郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績について取締役、経理関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手と報告を受けた上で、会計監査人の監査計画における監査時間・要員配置計画、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項業務以外に収益認識基準の適用に関する助言に係る対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等

に則った職務執行を行う。

- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。
- ⑦ 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- ⑧ 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ⑨ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同管理者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ② 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社グループ全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
 - ③ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - ④ 当社は、必要に応じ各子会社に対して業務の監査を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員会の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ② 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員会の補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ② 監査等委員会は、取締役会のほか、必要に応じ経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - ③ 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - ④ 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ⑤ 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進責任部署を設置しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス情報窓口を社内を設置し、取り組みを強化しております。

(3) リスク管理

当社では、当社グループに関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ確かな対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社経営企画部にて、経営管理体制の整備、統括を実施しており、「関係会社管理規程」及び「子会社共通職務権限表」を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

(5) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を17回開催しております。

(6) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、健全なバランスシートをもとに、連結業績、DOE（純資産配当率）、キャッシュ・フロー及び資本の効率性を総合的に勘案して、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績、将来の事業展開や経営体質の強化のために必要な内部留保などを勘案し、1株につき20円の普通配当を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	74,430	流 動 負 債	4,922
現 金 及 び 預 金	58,871	買 掛 金	50
売 掛 金	4,348	未 払 金	2,412
営 業 投 資 有 価 証 券	7,591	未 払 費 用	244
商 品	37	未 払 法 人 税 等	292
仕 掛 品	690	未 払 消 費 税 等	152
貯 蔵 品	4	前 受 金	850
前 払 金	276	預 り 金	415
前 払 費 用	357	そ の 他	502
そ の 他	2,286	固 定 負 債	141
貸 倒 引 当 金	△34	資 産 除 去 債 務	123
固 定 資 産	6,384	そ の 他	17
有 形 固 定 資 産	484	負 債 合 計	5,063
建 物 及 び 構 築 物	315	純 資 産 の 部	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	128	株 主 資 本	75,245
建 設 仮 勘 定	40	資 本 金	6,556
無 形 固 定 資 産	29	資 本 剰 余 金	6,296
ソ フ ト ウ ェ ア	29	利 益 剰 余 金	67,037
投 資 そ の 他 の 資 産	5,870	自 己 株 式	△4,645
投 資 有 価 証 券	2,344	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	504
関 係 会 社 株 式	3	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	461
関 係 会 社 出 資 金	50	為 替 換 算 調 整 勘 定	43
敷 金 及 び 保 証 金	2,132	非 支 配 株 主 持 分	1
繰 延 税 金 資 産	1,253	純 資 産 合 計	75,751
そ の 他	87	負 債 純 資 産 合 計	80,814
資 産 合 計	80,814		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	37,125
売上原価	24,108
売上総利益	13,016
販売費及び一般管理費	6,695
営業利益	6,320
営業外収入	
受取利息	16
有価証券利息	2
為替差益	246
投資事業組合運用益	12
投資有価証券売却益	995
暗号資産売却益	542
雑収入	130
営業外費用	
投資有価証券評価損	51
デリバティブ運用損	358
雑損失	14
経常利益	424
特別損失	
減損損失	291
和解金	3,300
税金等調整前当期純利益	3,591
法人税、住民税及び事業税	944
法人税等調整額	258
当期純利益	3,048
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	3,047

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	61,005	流 動 負 債	3,379
現金及び預金	53,615	未払金	1,959
売掛金	3,586	未払費用	163
営業投資有価証券	1,266	未払法人税等	36
仕掛品	29	前受金	483
貯蔵品	4	預り金	281
前払金	258	資産除去債務	437
前払費用	191	その他	17
その他の金	2,052	固 定 負 債	36
貸倒引当金	△0	資産除去債務	36
固 定 資 産	15,976	負 債 合 計	3,415
有 形 固 定 資 産	424	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	282	株 主 資 本	73,129
工具、器具及び備品	101	資 本 金	6,556
建設仮勘定	40	資 本 剰 余 金	6,553
無 形 固 定 資 産	26	資 本 準 備 金	6,553
ソフトウェア	26	利 益 剰 余 金	64,664
投 資 そ の 他 の 資 産	15,526	その他利益剰余金	64,664
投資有価証券	191	繰越利益剰余金	64,664
関係会社株式	2,708	自 己 株 式	△4,645
関係会社出資金	9,702	評 価 ・ 換 算 差 額 等	437
関係会社長期貸付金	2,855	その他有価証券評価差額金	437
敷金及び保証金	1,813	純 資 産 合 計	73,566
繰延税金資産	967	負 債 純 資 産 合 計	76,982
貸倒引当金	△2,712		
資 産 合 計	76,982		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,900
売上原価	17,226
売上総利益	10,673
販売費及び一般管理費	5,094
営業利益	5,578
営業外収入	
受取利息	52
為替差益	228
投資事業組合運用益	593
投資有価証券売却益	387
雑収入	48
営業外費用	
投資事業組合運用損	86
投資有価証券評価損	195
貸倒引当金繰入	895
雑損	96
経常利益	5,616
特別利益	
貸倒引当金戻入額	272
特別損失	
関係会社株式評価損	502
和解金	3,300
税引前当期純利益	2,086
法人税、住民税及び事業税	556
法人税等調整額	333
当期純利益	1,196

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月15日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロプラの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロプラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－投資育成事業の会計処理

追加情報に記載されているとおり、会社は、投資育成事業を主たる事業の一つとして取り組むことを決議している。それに伴い従来固定資産に計上していた「投資有価証券」の一部を投資育成目的の有価証券として流動資産の「営業投資有価証券」に計上し、営業外損益に計上していた当該有価証券に係る損益を「売上高」及び「売上原価」に計上する方法を採用している。また、会社グループが管理運営する投資事業組合への出資金に係る会計処理について、投資事業組合の資産・負債及び収益・費用を会社グループの出資持分割合に応じて計上する方法を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年11月15日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロプラの2020年10月1日から2021年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－投資育成事業の会計処理

追加情報に記載されているとおり、会社は、投資育成事業を主たる事業の一つとして取り組むことを決議している。それに伴い従来固定資産に計上していた「投資有価証券」の一部を投資育成目的の有価証券として流動資産の「営業投資有価証券」に計上し、営業外損益に計上していた当該有価証券に係る損益を「売上高」及び「売上原価」に計上する方法を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月16日

株式会社コロプラ 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 哲造 ㊟

監 査 等 委 員 月岡 涼吾 ㊟

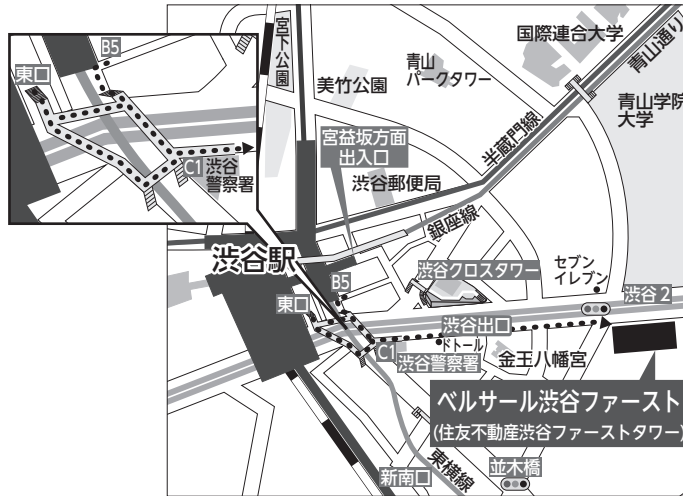
監 査 等 委 員 飯田 耕一郎 ㊟

(注) 監査等委員 長谷川哲造、月岡涼吾及び飯田耕一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階



交通 J R線・銀座線・井の頭線 渋谷駅 東口より 徒歩10分
半蔵門線・副都心線・東横線 渋谷駅 B5出口より 徒歩10分
C1出口より 徒歩7分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

・書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。
- ・株主様のお席の間隔を広くとるため、座席数を大幅に減らしております。ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がございます。あらかじめご了承ください。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・報告事項のポイントをまとめた動画を当社ウェブサイト (<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>)にてご視聴いただけます(12月上旬までに掲載予定。)